議題１（委員会決裁事項（規則第３条第６号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和３年９月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第５条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第７条第２項に基づき承認する。

令和３年12月８日

大阪府教育委員会

〇事件議決案

１　動産買入れの件（分析システム）

２　大阪府立藤井寺支援学校における生徒の負傷事案に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の件

〇条例案

１　職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件

＜参考＞

　　〇大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第５条　第３条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第７条　　（略）

　２　第５条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 動産買入れの件（分析システム） | 大阪府立茨木工科高等学校及び大阪府立堺工科高等学校で使用する分析システムの購入  買入れ金額　１億６３８万９，８００円  買入れ先　　大研科学産業株式会社 |
| ２ | 大阪府立藤井寺支援学校における生徒の負傷事案に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の件 | 大阪府立藤井寺支援学校において発生した生徒の負傷事案に関して、損害賠償の額を決定し、民事調停法第16条の規定により調停に合意するため、議決を求めるもの。 |

○条例案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件 | 令和３年１０月の人事委員会の勧告等を踏まえ、期末手当を引き下げる。  　〔改正前〕１．２７５月  　〔改正後〕令和３年１２月期　１．１２５月  　　　　　　令和４年　６月期　１．２００月  　　　　　　令和４年１２月期　１．２００月  　　　　施行日：公布の日ほか  　〔関係条例〕  　　・職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例  　　・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例  　　・一般職の任期付職員の採用等に関する条例 |